

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十四号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第七条の二 育児又は、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十三条第一項中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する者を含む。

以下次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、部分休業に関しこの規程に定めがない事項については、職員の育児休業等に関する条例の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。